

7. 1. 12
3419
20

第 四 五 号

昭和七年一月十一日

長官 總監 長 外 長

内務大臣 中橋徳五郎殿
社 會 局 長 官 殿

中村製作所争議ニ関スル件 (第一報)

要旨

（一）事業主、正法團體及後継職工等、使用シ作業ヲ續ケ居リ態度強硬ナリ
（二）争議團體ニ於テハ争議増シ共同争議委員會ニ加盟シ中村工場取引先ナル中商店對シ
取引停止ノ要求ヲ數回ニ亙ル示威的行動ヲ為シ都度結果者ヲ未ダ等果取タル中商店ヲ為シ、ア

標記争議ニ関シテハ後報ノ通りナルノ状況左記ノ通り

記

二 事業主側